

第1回 化学物質管理強調月間

2025（令和7）年2月1日（土）から2月28日（金）

国内で輸入、製造、使用されている化学物質は数万種類にのぼり、その中には、危険性や有害性が不明な物質が多く含まれていますが、化学物質による休業4日以上労働災害のうち、特別規則による規制対象となっていない物質に起因するものが多数を占めている状況にあります。

このため、特別規則対象となっていない物質の対策を強化し、事業者が危険性、有害性の情報に基づき実施したリスクアセスメントの結果に基づき、ばく露防止のために講ずべき措置を適切に実施する制度（新たな化学物質規制）を導入したところです。

規制対象となる化学物質（リスクアセスメント対象物）は順次拡大され、令和8年4月には約2900物質が対象となり、これに伴い対策を講ずべき事業場の範囲が、第三次産業を含めた幅広い業種に大幅に拡大されます。また、業種、規模に関わらず、リスクアセスメント対象物の製造、取扱い等を行う全ての事業場で、化学物質管理者を選任、管理させる必要があるため、化学物質管理の知識が十分でない事業場に対しても、新たな化学物質規制を広く浸透させる取組が重要です。

このような背景を踏まえ、厚生労働省として、経済産業省、環境省等の関係行政機関、安全衛生関係団体、労働団体や事業者団体等の幅広い協力を得て、令和6年度化学物質管理強調月間を展開し、化学物質管理に関する意識の高揚を図るとともに、活動の定着を図ることといたします。

化学物質管理強調月間スローガン

正しく理解 正しく管理 化学物質と向き合おう

主唱者・協力連携者・協賛者の実施事項

- 化学物質管理に係る啓発
- 化学物質に関する説明会等の開催
- 「化学物質と環境に関する政策対話」等の実施による情報共有及び意思疎通
- 化学物質アドバイザー等を活用した普及啓発
- 化学物質管理に係る広報資料等の作成、配布
- 雑誌等を通じた広報
- 事業者の実施事項についての指導援助
- その他「化学物質管理強調月間」にふさわしい行事等の実施
- 上記事項を実施するため、協力者に対し、支援、協力の依頼

実施者（事業者）の実施事項

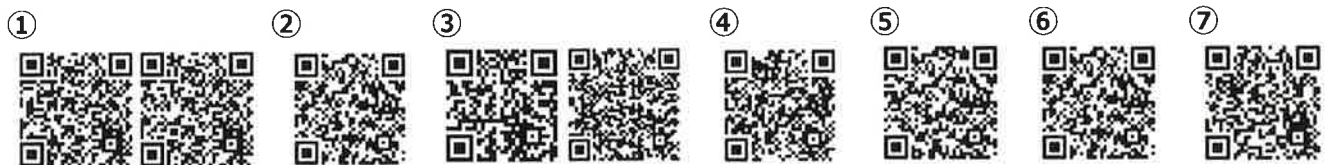
- 製造、取扱う化学物質の把握及びSDS等による危険有害性の確認
- 特別規則の遵守の徹底
- ラベル表示、SDS交付、リスクアセスメントの実施等
- 化学物質管理者の選任状況の確認
- 日常の化学物質管理の総点検
- 事業者又は化学物質管理者による職場巡視
- スローガン等の掲示
- 緊急時の災害を想定した実地訓練等の実施
- 化学物質管理に関する講習会、見学会等の開催、作文、写真、標語等の掲示等、化学物質管理への意識高揚のための行事



化学物質の自律的な管理に関するチェックリスト

- ① 事業場で製造・取扱っている化学物質が**リスクアセスメント対象物**であるかを把握していますか？
- ② **化学物質管理者**を選任していますか？
- ③ 化学物質に対する**リスクアセスメント**を実施していますか？
- ④ リスクアセスメント結果に基づく**リスク低減措置**を行っていますか？
- ⑤ **SDS**と**リスクアセスメント結果**を労働者に**周知**し、**教育**を行っていますか？
- ⑥ (ばく露防止対策として保護具を使用している場合) **保護具着用管理責任者**を選任していますか？
- ⑦ (化学物質の販売、提供等を行っている場合) 容器に**ラベル表示**を行い、**SDS**等による**通知**を行っていますか？

強調月間期間中にチェックリストをご活用いただき、化学物質の管理状況を点検してください。
チェック項目でご不明な点がありましたら、下記リンク先の情報をご確認ください。



化学物質管理セミナー

化学物質による労働災害は、一見、化学物質とは縁遠いと考えられる飲食店、商業等の非工業的業種においても発生しており、製造業をはじめ、全ての業種において化学物質管理を適切に行うことが求められています。

滋賀労働局におきましては、全ての業種の事業場における化学物質管理の向上と化学物質による労働災害の防止の徹底を図るため、化学物質管理強調月間に合わせて、化学物質管理セミナーを開催することといたしましたので、是非、ご参加ください。

日時	形式	対象	参加申込方法
令和7年2月4日(火) 13:30 ~ 16:30	オンライン開催 (ZOOMを使用)	滋賀県内の全ての 業種、規模の事業場	下記リンク先から お申込みいただけます。

説明会内容 (予定)

- 1 化学物質管理強調月間の趣旨、実施事項等について
- 2 新たな化学物質規制、管理制度について
- 3 リスクアセスメント手法 (クリエイトシンプル) について
- 4 その他、化学物質管理に関する事項



※R7.1.10から受付開始